

2024年度一般職試験（大卒程度試験）「行政北海道地域」

第2次試験受験者の皆様へ

人事院北海道事務局第二課任用係
札幌市中央区大通西12丁目（〒060-0042）
☎ 011-241-2418

I 採用等に関する照会先

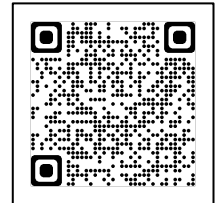
1 各機関等の採用担当部署

人事院北海道事務局のホームページに掲載していますので、確認してください。
〔<https://www.jinji.go.jp/hokaido/donai.html>〕

採用予定機関一覧
（北海道管内）

2 人事院北海道事務局第二課任用係

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎
電話 011-241-1248



II 提出書類

- | | | |
|---------------------------------|---|--|
| 1 面接カード | … | 人物試験開始前に、3部提出してください。 |
| 2 住民票記載事項証明書 | … | 人物試験終了後に、提出してください。 |
| 3 卒業証明書又は卒業見込証明書
（右記、対象の方のみ） | … | 2003年（平成15年）4月2日以降に生まれた方は、併せて受験
申込時に入力した学校が発行した卒業証明書又は卒業見込証
明書を提出してください。 |

III 官庁訪問・個別業務説明会

1 官庁訪問〔7月2日（火）午前9時から開始〕

※ 予約は6月26日（水）午前9時から開始
各機関のホームページにて、官庁訪問の日時、場所、参加方法及び予約受付等につ
いて確認してください。
官庁訪問の詳細は、「国家公務員試験 採用情報 NAVI」を参照してください。
〔https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/ippan/saiyo_ippan02.html〕

採用情報 NAVI



2 個別業務説明会

各機関は、第1次試験合格者等を対象とした個別業務説明会を実施しています。
開催情報は各機関のホームページ及び人事院北海道事務局ホームページに掲載して
いますので、参照のうえ、積極的に参加してください。
〔<https://www.jinji.go.jp/hokaido/event.html>〕

個別業務説明会



IV 最終合格から採用までの手続き

1 最終合格者の発表〔8月13日（火）午前9時〕

インターネット合格発表専用ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

〔<https://www.jinji-shiken.go.jp/goukaku.html>〕

また、合格者には、得点及び席次を記載した合格通知書を発行します。「国家公務員採用試験インターネット申込み」ページのパーソナルレコードにログインし、ダウンロードしてください。〔<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>〕

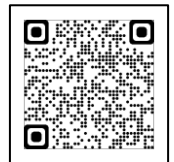
合格発表



2 整理番号（受験番号とは異なります。）

整理番号とは、最終合格者に対して人事院から送付する合格通知書の右上に記載してある番号です（受験番号とは異なります。）。最終合格者発表日以降、人事院及び各機関への照会や連絡、意向届の提出等を行う際には、試験の区分、受験番号と併せてこの整理番号を使用してください。

パーソナルレコード



3 採用内定までの流れ

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」といいます。）に得点順に記載され、国家公務員として採用される候補者（以下「採用候補者」といいます。）となります。
- (2) 各機関は、名簿に記載された者の中から面接を行い、採用者を決定します。
- (3) 人事院は、名簿、受験申込内容及び提出された採用志望カードに基づき、面接を行うに当たり必要と認められる範囲内の採用候補者の情報（氏名、連絡先等）を記載した「採用候補者一覧表」を作成し、個人情報保護に十分留意した上で、各機関に通知します。
- (4) 最終合格者数は、進学や民間企業等への就職により採用を辞退する者等を見込んで決定しているため、採用予定数より多くなっています（採用候補者であっても、必ず採用されるわけではありません。）。
- (5) 各機関では、採用予定者に対し10月1日以降、採用内定を行います。

4 各機関との採用内定のルール《厳守事項》

- ① 採用内定を受けることができる機関は1つのみです。
 - ② 採用内定後には、他の機関の面接に応じることはできません。採用の面接等の連絡を受けた場合には、すでに採用内定していることを伝えてください。
 - ③ 採用内定した場合には、「V 最終合格した場合の提出資料」の記載内容を参照の上、直ちに「意向届」を人事院に提出してください。
 - ④ 採用内定後に辞退することは、他の採用希望者に迷惑をかけるとともに、採用事務に支障をきたします。採用内定を応諾する場合には、その後に辞退することがないように慎重に判断してください。

5 名簿の有効期間・名簿からの削除

名簿の有効期間は、最終合格発表の日から5年間です。

名簿の有効期間内であれば、試験を受け直さずに官庁訪問を行うことができますが、官庁訪問の結果、各機関から内定を受け、実際に採用された場合は、名簿から削除されます。なお、進学や民間企業等への就職により一度、名簿からの採用を辞退した場合でも、直ちに名簿から削除されることはありません。

2026年度以降に採用を希望する方は、採用を希望する年度の前年度の第1次試験日頃に、人事院ホームページ等で、当該年度の官庁訪問ルール及び官庁合同業務説明会の案内を確認してください。

有効期間を経過した後は当該名簿から採用されることはありませんので留意してください。

V 最終合格した場合の提出資料

意向届
オンラインシステム

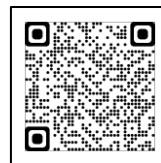
最終合格者の発表後、次表の事由に該当した場合は、オンラインで「意向届」を必ず提出してください。

【意向届オンラインシステム】[<https://ssl.jinji.go.jp/ikotodoke/>]

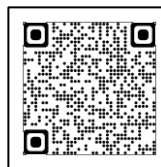
【意向届に関する Q&A】

[https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/tetsuzuki/ikotodoke_qanda.html]

※ 「意向届」は、名簿の管理及び採用候補者の意向確認等に関する事務に使用するものです。記入された個人情報、個人情報保護法に基づき、適正に管理されます。



意向届 Q&A



事 由	意 向 届 の 提 出 時 期	留 意 点
1 この試験からの採用が決定（又は内定・内々定）した場合	事由が確定後、直ちに提出してください。以後は、提出の必要はありません。	
2 今後の採用を希望しない場合	事由が確定後、直ちに提出してください。以後は、提出の必要はありません。	※「今後の採用は希望しない」と提出しても、名簿有効期間内は名簿から削除されることはありません。提出後、やはり国家公務員として働きたい場合は、事由4に従い、再度、意向届を提出してください。
3 採用希望時期の延期を希望する場合	登録済の「採用志望情報」や、過去に提出した意向届で申し出た採用希望年度から変更がある場合には、直ちに必要事項(変更理由等)を入力し提出してください。	※採用志望情報で選択した採用希望年度から変更がない場合は、提出の必要はありません。
4 引き続き採用を希望する場合	第1回：2024（令和6）年8月31日（必着） 第2回以降：10月、1月、3月、4月、7月の各月25日以降末日まで	※第2回以降は、前回提出した内容と変更がない場合も必ず提出してください。 <u>意向届の提出がない場合、採用希望者として各府省等へ紹介することができません。</u> ※採用希望年度を延期している方で、官庁訪問の結果、採用（内定）を得られず引き続き官庁訪問を行う場合も必ず提出してください。

※ 郵便（封書）による提出

オンラインで提出できない事情がある場合、郵便（封書）による提出も可能です。

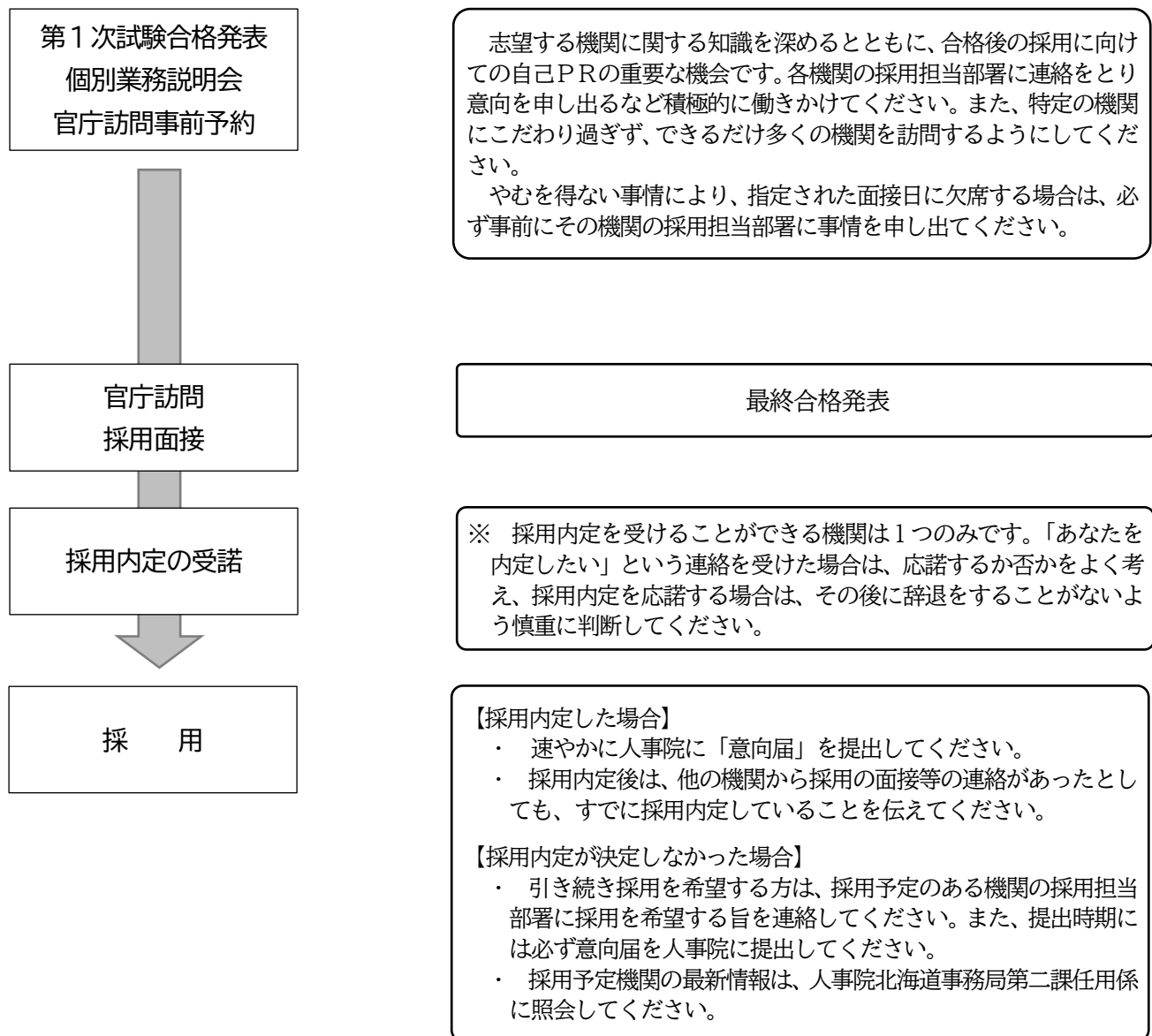
詳しくは人事院北海道事務局第二課任用係までお問い合わせください。

〔提出先：〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 人事院北海道事務局第二課任用係〕

郵便（封書）により意向届を提出する場合は、郵送料等を負担していただくこととなります。

VI 採用までの流れ

大切な事項ですので、必ずお読みください。



【よくある質問】

Q：一般職試験（大卒程度試験）に合格しても、採用されないことはありますか？

A：最終合格者数は、進学や民間企業等への就職により採用を辞退する者等を見込んで決定しているため、採用予定数よりも多くなっています。採用を希望する者については概ね採用されるように合格者を決定していますが、社会情勢の変化等から辞退者数又は各機関の採用予定数が減少する場合も考えられます。官庁訪問を行うなど、自分から積極的に各機関の採用担当部署へ連絡をとってください。

Q：各機関からの採用面接の連絡が来ません。

A：採用を希望する場合は、決められた方法で意向届を必ず提出してください。また、電話番号や住所に変更があった場合にも速やかに人事院に申し出てください。採用面接等の連絡に支障をきたす場合があります。何よりも大事なことは、各機関からの連絡を待っているだけでなく、採用を希望する機関に官庁訪問して積極的に自己PRをすることです。

Q：採用面接を受けたい旨の連絡をしましたが「採用面接は終了しました」と言われました。

A：採用面接が終了している場合でも、今後欠員の発生等によっては採用面接を再開する可能性もあります。「採用面接を実施するには、是非、面接を受けさせていただきたい」と、採用を希望する機関に伝えておくことも1つの方法です。